

ぎふメディアコスモス コンセプトブックデザイン制作等業務委託 基本仕様書

- 1 **業務名称** ぎふメディアコスモス コンセプトブックデザイン制作等業務委託
- 2 **業務場所** 岐阜市長が指定する場所
- 3 **履行期間** 契約締結日から令和7年3月31日まで

4 業務目的

みんなの森 ぎふメディアコスモスが令和7年度に開館10周年の節目を迎えるにあたり、当館の発展プロセスを振り返り、全館に通じる理念や、ぎふメディアコスモスが創り出してきた価値を踏まえた「今後のありたい姿」を市民と共に考える機会を設け、考えを広く共有する取り組みも市民と協働で行うことにより、当館に対する愛着をさらに高めるとともに、ぎふメディアコスモスの認知・理解度向上を図るため、コンセプトブックを制作する。

- 5 **業務概要** 本業務は以下2点である。なお、冊子印刷は含まれていない。

	内容	完了期限
(1)	冊子デザイン業務	令和7年3月末まで
(2)	市民ワークショップ	令和6年12月末まで

6 業務詳細

(1) 冊子デザイン制作業務

(ア) 名称 「みんなの森 ぎふメディアコスモス コンセプトブック」

(イ) 規格

①大きさ：B5 版（天地 257mm×左右 182mm）

②ページ数：40 ページ（表紙含む。）

上記①、②を基本とするが、より魅力的な紙面作成のため必要な場合、外形仕様の変更を発注者に提案すること。

(ウ) 業務の詳細

①全体構成の検討

当該業務の目的達成に向けて指揮管理を行うディレクターを配置すること。

②タイトルの提案

メディアコスモスらしい冊子タイトルを提案すること。

③表紙及び本文全般のデザイン

掲載する内容、紙面構成について、発注者と密に連携をとり企画を行うこと。その際は受注者のもつ岐阜市に関する情報資産や地域でのネットワークを最大限に活用し、ぎふメディアコスモスが開館時から積み上げてきた成果や、同館を取り巻く地域の動き、そして将来にわたる社会的課題を見据えたビジョンを市民と共有するための、魅力的な提案を行うこと。

なお、ぎふメディアコスモスの開館からの動きや今後のビジョンについては、別紙1「ぎふメディアコスモスのこれからの10年の基本的方向性」を参照すること。

④レイアウト作業

企画・取材を基に原稿を作成すること。市民に伝わりやすく、平易で読みやすく、時にユーモアや物語性、知性やテーマ性があり、ぎふメディアコスモスに対する理解を得られる構成になるよう工夫を凝らすこと。

⑤原稿制作

取材を行い、執筆すること。なお、ぎふメディアコスモスの開館からの歩みなど、過去の情報に関しては発注者が提供する情報を基に制作すること。また、原稿の一部を岐阜市主催の「メディコス編集講座」修了生との協働により制作すること。

＜メディコス編集講座とは＞

令和3年度から岐阜市が主催する、文章の書き方から写真撮影、取材の実践までを学ぶことができる講座であり、令和6年度の第3期までに68名が修了。修了生は市内のオススメスポットを取材して岐阜市へ提供したり、月に1回程度自主的な集まりを開いて情報交換や共同で冊子を制作したりと、独自の活動を行っている。

⑥写真撮影

使用する写真は、原則、撮影等を行うこと。ただし、必要に応じて発注者が所有する写真を提供するものとする。

⑦取材活動

企画の内容に応じて写真撮影を含めた取材活動を行うこと。必要な場合は取材対象への連絡調整を行うこと。起用する人物等は発注者と十分協議して決定すること。なお、取材の実施から掲載に係る全ての費用を含むものとする。

⑧校正

制作の途中段階からデザイン校正、文字校正、色校正のための校正刷りを適宜発注者に提出し、発注者からの修正指示に従うものとする。なお、校正にあたっては、作業済みのものから順次行うこととする。

(2) 市民ワークショップ

(ア) 業務の詳細

市民とともにぎふメディアコスモスの将来ビジョンを考えるためのワークショップを開催し、参加者の意見をコンセプトブックに反映させる。

①企画の構成

参加者の意見を適切に引き出すため、発注者と協議のうえで、ワークショップの豊富な開催経験を有する人物をコーディネーターとして配置すること。

②規模

ぎふメディアコスモスを会場として、十数人以上を対象に、12月末までに1回以上開催すること。

③運営

ワークショップの実施から参加者募集の告知、申込受付を含めた開催に係る全ての費用を含むものとする。

7 提出書類及び成果品

(1) 提出書類

本業務の各工程において、下表に示す書類などを本業務の履行に必要な書類を必要数量制作し、提出期限までに遅延なく提出すること。

提出書類名	数量	期限
着手届 業務主任者届 業務主任者経歴書 業務工程表 緊急時対応体制及び緊急時連絡網	各1部	本業務着手時
完了届 成果品目録 委託業務実績報告書	各1部	完了時

※上記ドキュメントはMicrosoft-Office で制作し、文書データを提出すること。

(2) 成果品

(ア) 冊子デザイン制作業務

品名	数量	期限
写真、イラスト、冊子デザイン等	1式	作業完了後

※各データをUSBメモリ等の電子媒体にまとめて保存の上、納品すること。なお、冊子デザインは、完成品の各ページのInDesign形式またIllustrator形式(いずれも発注者が求めるバージョン)、及びPDF形式のデータとする。

(イ) 納入場所

岐阜市役所 市民協働推進部 ぎふメディアコスモス事業課 (岐阜市司町40-5)

8 業務の実施

- (1) 受注者は、本業務の実施にあたり、作業指示又はその他発注者からの通知事項に疑義を生じた場合は、直ちに発注者に通知し、発注者は、その処理を決定する。
- (2) 受注者は、作業指示に基づき指定日までに、成果品を発注者に提出し、検査を受けるものとする。
- (3) 当プロジェクトにおける、リスク管理、課題管理、進捗管理を実施すること。
- (4) 発注者は、検査の結果、内容の誤り又はその他指示要件を欠くと認めた場合は、受注者に対し期日を指定してその補正をさせるものとする。
- (5) 受注者は、必要に応じて、検討等のため会議に出席させるよう発注者に対して要請することができるものとし、発注者はこれに応じるものとする。
- (6) 受注者は、委託業務の処理を一括してほかの事業者へ委託してはならない。委託業務の一部を第三者に委託するときは、あらかじめ、書面にて発注者の承諾を受けること。また、承諾の際に、委託業務内容及び第三者の業者名を明記した書面とともに、第三者の身元を明らかにする資料等の提出を求める。
- (7) 業務の実施に当たって要する費用は、すべて受注者の負担とする。
- (8) 業務の実施に当たっては、発注者と必要な協議及び打ち合わせを十分行い、その指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

9 著作権の帰属等

- (1) 本委託業務に係る成果品の著作権等の帰属（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定された各権利を含む。）は、発注者に譲渡されるものとし、その対価は委託金額に含まれるものとする。また、発注者は、本事業で制作したデザイン、撮影写真等の一式について、受注者の許可なく二次利用できるものとする。ただし、出演者及びモデルを使用した部分については、受注者の許可がなければ、他の著作物等に利用しないものとする。
- (2) 本委託業務に係る成果品等の制作に係るすべての権利（著作権等）の処理は、受注者の責任と負担で行うものとする。
- (3) 前項に関し、関係者その他第三者から異議、苦情の申立て、実費又は対価の請求、損害賠償請求等があった場合は、弁護士費用等も含め、受注者の責任と負担において処理するものとする。

10 秘密の保持

受注者は、業務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。特に個人情報を取り扱う場合には、別紙 2 「個人情報取扱特記仕様書」を遵守しなければならない。

11 労働関係法令等の遵守

- (1) 本契約に係る業務に従事する労働者について、労働基準法、労働安全衛生法、最低賃金法、健康保険法、厚生年金保険法、労働者災害補償保険法などの関係法令を順守すること。
- (2) 本契約に係る業務の一部を第三者に委託するときは、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（独占禁止法）及び下請代金支払遅延等防止法などの関係法令を遵守すること。

12 支払条件

発注者は、「5 業務概要」における業務が完了し、成果品及び関係書類が納品され、発注者の検査に合格した時は、発注者の定める手続きに従って本契約に定められた金額を支払うものとする。

13 その他事項

- (1) 受注者はやむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、予め発注者と協議の上、承認を得ること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。
- (3) 業務を進める上で必要な文献資料等については、発注者から貸与するものとし、貸与された資料の管理を徹底するとともに、業務終了後返却すること。また、発注者で用意できないものに関しては、受注者で資料収集に努め、発注者が要望する場合は発注者に提供すること。
- (4) 受注者は、本業務の履行に伴い、緊急に発注者の指示を受けるべき事態が発生した時は、直ちに発注者に連絡してその指示を受けることとし、発注者の指示を事前に受けることができず応急処置を取った場合は、事後速やかに発注者に報告するものとする。
- (5) 受注者が災害防止のため発注者の措置又は発注者の承認を必要とするときは、発注者にその旨を申し出て適切な措置を求めるものとする。
ただし、危険が急迫し上記の処置を施す余裕のない場合は、受注者は、必要な応急処置を施し、事後速やかに発注者に報告しなければならない。
- (6) 災害防止上緊急やむを得ない場合は、発注者は必要に応じて受注者の業務の一部又は全部を中止し、その他臨時的措置をとらせる。この場合受注者は、直ちに、これに応じなければならない。

【担当】 岐阜市 市民協働推進部

ぎふメディアコスモス事業課

見廣・和田 TEL (058) 265-4101

ぎふメディアコスモスのこれからの10年の基本的方向性

【目的】

市民とメディコスとつながる人々、職員が開館10周年を契機に、同じ方向性のもとで、これからの10年に向けてメディアコスモスの理念を引き継いでいくための確認

新たなキーワード

リアル×デジタル

文化のハブ機能

福祉×アート

広場×公民館

...

今後10年間で想定・懸念される環境の変化

■人口減少と人口構造の変化

<岐阜市人口推計(2020年→2035年)>

- ・人口全体 40.8万人 → 36.8万人 ▲4.0万人
- ・生産年齢人口 24.1万人 → 21.2万人 ▲2.9万人
- ・年少人口 5.0万人 → 3.9万人 ▲1.1万人

■地域コミュニティの衰退

- ・自治会加入率の低下
- ・コミュニティの担い手の高齢化

■建物・設備の経年劣化、備品・機器の陳腐化

■近隣エリアでの新たな交流拠点の整備(予定)

- ・市庁舎跡(16FGオフィス&パーク)
- ・岐阜公園(官民連携にぎわい創出事業(Park-PFI))

基本的方向性

2026～2035年

さまざまなつながりの生まれる
「**屋根のついた公園**」のような
多様で居心地の良い場所であり続ける

【基本的方向性に込める想い】

■サードプレイス

- ・子どもたちが挑戦も失敗もできる場づくり
- ・誰もが安全・安心に過ごせる環境の整備

■シビックプライドの醸成

- ・過去・現在・未来へとつながる「情報の窓」となる機能
- ・生きたまちの情報に触れ、まちを好きになるきっかけづくり

■コミュニティの再生

- ・メディコスを拠点としたコミュニティづくり(担い手による自主的な活動の促進、関係団体同士のマッチング)
- ・地域型コミュニティ×目的型コミュニティ

■近隣エリア・施設とのリンケージ

- ・近隣エリアや新たな交流拠点施設の取組との協働
- ・観光ハブ機能(スポット案内・オリジナルグッズ販売)

■アウトリーチによる新たなつながりの創出

- ・インターネット、SNSなどを活用した来館者以外へのコンテンツの波及
- ・NPO等の市民活動団体に加え、企業・個人も含めた協働プレイヤーとの関係構築

開館してからの10年間

第1フェーズ(2015～2020年)

- メディアコスモス開館
- 複合施設
- 建物・ハードウェアとしての美しさ

第2フェーズ(2021～2025年)「複合文化施設」へ

- 市庁舎移転によるつかさのまちエリアのにぎわい創出
- 複合から融合へ(タテ軸→ヨコ軸) = 図書館 × 市民協働
- シビックプライドセンター化

来館者アンケート

「メディコスが好き」
約95%

「誇りをもって紹介」
約90%

(基本的事項)

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するに当たっては、個人情報の保護に関する法令及び岐阜市情報セキュリティポリシーの規定を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適切に行わなければならない。

(責任体制の整備)

第2 受注者は、個人情報の安全管理について、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

第3 受注者は、この契約による事務の実施における個人情報の取扱いの責任者（以下この条において「責任者」という。）及び事務に従事する者（以下「事務従事者」という。）を定めなければならない。

2 受注者は、責任者に、本特記仕様書に定める事項を適切に実施するよう事務従事者を監督させなければならない。

3 受注者は、事務従事者に、責任者の指示に従い、本特記仕様書に定める事項を遵守させなければならない。

4 受注者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第8項に規定する特定個人情報を取り扱う業務にあつては、責任者及び事務従事者をあらかじめ書面により発注者に届け出なければならない。責任者又は事務従事者を変更する場合も同様とする。

(教育及び研修の実施)

第4 受注者は、全ての事務従事者に対し、個人情報を取り扱う場合に遵守すべき事項、当該事項に違反した場合に負うべき責任その他この契約に係る業務の適切な履行に必要な教育及び研修を実施しなければならない。

(取得の制限)

第5 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、事務の目的を明確にし、その目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 受注者は、この契約による事務を行うために個人情報を取得する場合は、本人から直接取得し、又は本人以外から取得するときは本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(利用及び提供の制限)

第6 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止等)

第7 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、改ざん、漏えい、滅失及び毀損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

2 受注者は、発注者が承諾した場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、当該業務において当該個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）から持ち出してはならない。

(廃棄等)

第8 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

(秘密の保持)

第9 受注者は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、この契約による事務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等

を複写し、又は複製してはならない。ただし、発注者の承諾があるときは、この限りでない。

(事務従事者への周知)

第11 受注者は、事務従事者に対して、在職中及び退職後においても、当該事務に関して知り得た個人情報の内容を、法令等で認められた場合を除いては、他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。

(資料等の返還等)

第12 受注者は、この契約による事務を処理するために、発注者から提供を受け、又は受注者自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、この契約が終了し、又は解除された後直ちに発注者に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(報告)

第13 受注者は、この契約の履行について、発注者に定期的に報告しなければならない。

2 受注者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、速やかに発注者に報告し、発注者の指示に従うものとする。

(再委託の禁止)

第14 受注者は、この契約による事務については、再委託をしてはならない。ただし、発注者の承諾を受けたときは、この限りでない。

2 受注者は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務及び本特記仕様書に定める全ての事項を遵守させるとともに、受注者と再委託の相手方との契約関係にかかわらず、発注者に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

3 受注者は、発注者の承諾を得て再々委託を行う場合において、再々委託の契約内容にかかわらず、発注者に対して個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

(派遣労働者等の利用時の措置)

第15 受注者は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、守秘義務の期間は、第9の規定に準じるものとする。

2 受注者は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、受注者と派遣元との契約内容にかかわらず、派遣労働者による個人情報の処理に関し、発注者に対して責任を負うものとする。

(立入調査)

第16 発注者は、受注者がこの契約による事務の執行に当たり取り扱っている個人情報の状況について、個人情報の保護のため必要な措置が講じられているか確認する必要があると認めるときは、受注者に報告を求め、又は受注者の作業場所を立入調査することができる。

(事故発生時等の公表)

第17 発注者は、個人情報の漏えい、滅失、毀損等の事故を把握した場合には、必要に応じ、受注者及び再委託先(再々委託先を含む。)の名称並びに当該事故の概要その他の必要事項を公表するものとする。

(契約の解除)

第18 発注者は、受注者が本特記仕様書に定める義務を果たさない場合は、この契約の全部又は一部を解除することができる。

2 受注者は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、発注者にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第19 受注者は、この契約に関する業務において、本特記仕様書の定め反した取扱いにより発注者又は第三者に損害を与えた場合は、その損害の全額を賠償しなければならない。